

日本肢体不自由者卓球協会 旅費規程

日本肢体不自由者卓球協会（以下、「協会」）における旅費の支給について、以下のとおり定める。

1 旅費の支給申請及び決定

- ・ 協会事業等への参加にあたり、旅費を必要とする場合は、事前に会長の承認を得なければならない。
- ・ 会長の承認した事業等については、参加後速やかに、事務局へ旅行行程及び要した経費を報告しなければならない。
- ・ 事務局は、報告を確認のうえ、旅費を決定し、速やかに支払いを行うものとする。
- ・ 支払いは原則、協会事業等参加後の精算払とするが、合理的な理由がある場合に限り、概算払いも可能とする。
なお、事前支払の場合は、協会事業等参加後、速やかに精算手続きを行う。

2 旅費の計算

- ・ 旅費は、交通費と日当（日帰りの場合：1日1,000円、宿泊を伴う場合：1日2,000円）を支給するものとする。
- ・ 交通費については、実費と公共交通機関等を使用する場合の標準的な金額を比較し、低廉な金額を支払うものとする。
- ・ なお、合理的な理由がない場合、特別料金（ファーストクラス、グリーン車等）については認めない。
- ・ 宿泊費については、支給標準上限額を10,000円とし、実費がこれを下回る場合は実費を支払うものとする。

3 その他

- ・ その他、旅費支払手続き及び金額等について、本規程に定めのない事項については、会長の判断により決定する。

附 則

本規程は平成28年4月1日から適用する